

社会福祉法人会計基準について ～会計基準の概要、運用指針～

平成25年9月12日(木)



小野瀬・木下税理士法人
小野瀬公認会計士事務所

大 木 芳 則

●本日の研修の目的

1. 新会計基準の構成について理解しましょう！
 - ＞基準本文
 - ＞基準注解
 - ＞運用指針
 - ＞Q & A
2. 新しい会計手法について理解しましょう！
 - ＞リース会計
 - ＞退職給付会計
 - ＞1年基準
3. 時間が限られているので**バランスよく**学習しましょう！

●新基準導入に当たっての課題

1. 通知の遅延、選択 > 素案(H21)→案(H22)→正式(H23.7.27)
2. 会計ソフトの不備 > 前もって準備されていた
3. 会計だけでなく措置制度から介護保険制度へ > 制度改正はない
4. 会計制度の抜本改定 > **新たな会計手法の導入**
1年基準、退職給付会計、リース会計等
5. 移行処理 > 移行時の貸借対照表を作成する
会計単位の変更、会計手法変更による数値調整
6. 財務諸表等のボリュームが多い

●新基準の構成について

【旧基準】

○局長等連名通知(社援第310号)

基準本体：第1条～44条

計算書類様式：第1号～6号

勘定科目説明：別表1～3

基準注解：注1～17

○課長連名通知(社援施第6号)

運用上の留意事項

減価償却の扱い

明細表様式：別紙1～7他

○移行課長連名通知(社援施第8号)

移行時の取扱い

【新基準】

○局長連名通知(社援発0727第1号他)

基準本体：1-1-(1)～7-4

基準注解：注1～25

財務諸表様式：第1号の2～3号の4

※法人全体用、拠点用注記例

附属明細書様式：別紙1～5

○課長連名通知(社援基発0727第1号他)

・運用上の取扱い等について(別紙1)

運用指針：1～24、別添1～2

勘定科目説明：別添3

附属明細書様式：別紙①～⑱

・移行時の取扱いについて(別紙2)

移行時取扱い：共通、10パターン

勘定科目比較表別紙⑬、別紙⑭～⑮

○課長連名事務連絡(Q&A)

○福祉基盤課長(パブコメの結果)

●事業区分、拠点区分、サービス区分の設定

①拠点区分を設定する



②サービス区分に分ける

②事業区分にまとめる



●事業区分について(指針4(1)、(3))

社会福祉法	会計上の事業区分
社会福祉事業	社会福祉事業区分
公益事業	
	公益事業区分
収益事業※	収益事業区分

社会福祉事業と一体的に実施されている公益事業は、その社会福祉事業としての拠点区分に含めて、同一拠点区分として会計処理することができる。
 ⇒つまり、公益事業であっても社会福祉事業区分の中の拠点区分に含まれる場合もある。

※社会福祉法上の収益事業と法人税法上の収益事業の関連性はない

●拠点区分について(基準1-6(1)、(注3)、指針4(1)(2))

A地区特養拠点区分

特別養護老人ホーム

短期入所

通所介護

居宅介護支援※1

福祉用具貸与※2

B地区特養拠点区分

特別養護老人ホーム

短期入所

C地区拠点区分

通所介護

訪問介護

訪問入浴介護※1

D地区障害者拠点区分

指定生活介護

指定居宅介護

E地区在宅拠点区分※3

通所介護

訪問介護

E地区保育所拠点区分※3

保育所

※1 社会福祉事業と一体的に運営されているので同一拠点区分とできる。

※2 法人税法上の収益事業であっても社会福祉法上の区分で考える。

※3 同一拠点であっても法令上の事業種別が異なっているため別拠点区分とする。

● サービス区分について①(基準1-6(2)、(注4)、指針5)

○ 原則的な方法

① 法令等の要請による区分

介護保険サービス及び障害福祉サービスについては運営基準における会計の区分

② 法人の定款に定める事業ごとの区分

③ 特定の補助金等の使途を明確にするため、更に細分化することもできる

● サービス区分について②(基準1-6(2)、(注4)、指針5)

○簡便的な方法

①介護保険関係

介護サービスと一定的に行われている介護予防サービスなどは収入を勘定科目で把握できれば同一のサービス区分として差し支えない。

例) 指定訪問介護と指定介護予防訪問介護

②保育関係

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業については、同一のサービス区分として差し支えない。

上記事業、その他特定の補助金等に行われる事業については、合理的な基準に基づいて各事業費を算出できるようにする。

● 予算と経理

○ 資金収支予算書

事業計画をもとに作成し、資金収支計算書勘定科目に準拠して各拠点区分ごとに編成するものとする。

※資金収支予算書の様式は、法人の任意となっている。

○ 会計帳簿

原則として、各拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し備え置くものとする。

●寄附金について(指針9(1)(2))

○通常の寄附金…経常経費寄附金収益

○施設整備のための寄附金…施設整備等寄附金収益

○借入金元金償還のための寄附金

- ・長期運営資金借入金…長期運営資金借入金元金償還寄附金収益

- ・設備資金借入金…設備資金借入金元金償還寄附金収益

○固定資産の寄附…**固定資産受贈額**

●寄附物品について、その物品の取得時の時価により評価する。

※ただし、その物品が飲食物等で即日消費されるもの又は、社会通念上寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りでない。

● 共同募金会からの寄附金について(指針9(3))

○ 受配者指定の寄附金→「**寄附金**」として取り扱う。

- 施設整備等…施設整備等寄附金収益
(基本金)
- 経常的経費…経常経費寄附金収益

○ 受配者指定以外の寄附金→「**補助金**」として取り扱う

- 施設整備等…施設整備等補助金収益
(国庫補助金等特別積立金)
- 経常的経費…補助金事業収益

●1年基準について(基準4-2)

○資産及び負債の流動と固定の区分について(注7)

借入金等の経常的な取引以外の取引によって生じた債務については、貸借対照表日(3月31日)の翌日から起算して1年以内に支払期限の到来するものは流動負債に属し、支払期限が1年を超えるものは固定負債に属する。

リース債務、設備資金借入金、長期運営資金借入金など

例) 決算に際して支払期限が1年以内に到来する設備資金借入金を1年以内返済予定設備資金借入金へ振り替える

設備資金借入金 / 1年以内返済予定設備資金借入金

※上記1年以内返済予定設備資金借入金は流動負債に属するが支払資金には該当しない

●リース会計について①((注9)、指針20(1))

○ファイナンス・リース取引とは、

リース契約に基づくリース期間の中途においてその契約を解除することができないリース取引またはこれに準ずるリース取引で、借手が、その契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、その物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。

→ **売買取引に係る方法に準ずる会計処理**

○オペレーティング・リース取引とは、

ファイナンス・リース取引以外のリース取引

→ **通常の賃貸借取引に係る方法に準ずる会計処理**

●リース会計について②((注9)、指針20(1))

○ファイナンス・リース取引について

1. 利子抜き法((注9)1(5))

① 利息法((注9)1(5)2)…原則

② 定額法(指針20(1)イ②)…簡便要件②

2. 利子込み法(指針20(1)イ①)…簡便要件②

3. 通常の賃貸借取引に準ずる(指針20(1)ア)…簡便要件①

※簡便要件①…リース契約1件当たり300万円以下など

※簡便要件②… $\frac{\text{未経過リース料期末残高}}{\text{未経過リース料期末残高} + \text{固定資産期末残高}} < 10\%$

●リース会計について③((注9)、指針20(1))

○リース取引の注記について

1. ファイナンス・リース取引

その内容(主な資産の種類等)及び減価償却の方法

簡便要件②により省略できる

2. オペレーティング・リース取引

解約不能のものに係る未経過リース料で、期末から1年以内と1年超に分けて注記する

簡便要件①等により省略できる

(固定資産の取得価額及び評価)

第 46 条 固定資産の取得価額は次による。

- (1) 購入した資産は、購入代価に購入のために直接要した付随費用を加算した額。
- (2) 製作又は建設したものは、直接原価に、製作又は建設のために直接要した付随費用を加算した額。
- 2 固定資産の貸借対照表価額は、当該固定資産の取得価額から、第 53 条の規定に基づいて計算された減価償却費の累計額を控除した額とする。
- 3 固定資産の時価が帳簿価額から、50%を超えて下落している場合には、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価するものとする。(注 23)

(注 23)

対価を伴う事業に供している有形固定資産及び無形固定資産については、当該資産の時価が帳簿価額から 50%を超えて下落している場合において、当該資産について使用価値が算定可能で、かつその使用価値が時価を超える場合には、当該資産の帳簿価額を超えない限りにおいて、その使用価値をもって評価することができる。なお、ここでいう使用価値とは、当該資産の継続的使用と使用後の処分によって生まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいい、当該資産又は資産グループを単位として計算される。

該当する有形固定資産及び無形固定資産について、使用価値の適用を規定する場合には、第 46 条第 4 項として、以下の規定を設ける。

4 対価を伴う事業に供している有形固定資産及び無形固定資産について、当該資産の時価が帳簿価額から 50%を超えて下落している場合において、当該資産について使用価値が算定可能で、かつその使用価値が時価を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該資産の帳簿価額を超えない限りにおいて、その使用価値をもって当該資産を評価する。

(リース会計)

第 47 条 ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下又はリース期間が 1 年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。(注 24)

2 リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、利息相当額の各期への配分方法は、前項の規定にかかわらず、定額法によることができる。(注 25)

3 前項に定める、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リー

利息法

定額法

ス料の期末残高（賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたもののリース料、第 1 項又は第 2 項に定める利息相当額を除く。）が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が 10%未満である場合とする。

4 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。(注 24)

(注 24)

ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいい、オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

(注 25)

リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、第 2 項の規定に代えて、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。その場合には、第 2 項の規定を次の規定と置き換える。

2 リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。

利子込み法

(建設仮勘定)

第 48 条 建設途中のため取得価額又は勘定科目等が確定しないものについては、建設仮勘定をもって処理し、取得価額及び勘定科目等が確定した都度当該固定資産に振り替えるものとする。

(改良と修繕)

第 49 条 固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するために要した支出は、これをその固定資産の価額に加算するものとする。

2 固定資産の本来の機能を回復するために要した金額は、修繕費とする。

(現物管理)

第 50 条 固定資産の現物管理を行うために、理事長は固定資産管理責任者を任命する。

2 固定資産管理責任者は、固定資産の現物管理を行うため、固定資産管理台帳を備え、

●リース会計について④((注9)、指針20(1))

○所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る会計処理例①

1. 前提条件

平成24年4月1日契約 5年(60回払い)

リース料総額 6,300千円(うち利息相当300千円)

利子抜き法一定額法

3. 仕訳例

契約)	有形リース資産	6,000	/	リース債務	6,000
支払)	リース債務	100	/	現金預金	100
	支払利息	5	/	現金預金	5
	(ファイナンス・リース債務の返済支出	100	/	支払資金	100)
	(支払利息支出	5	/	支払資金	5)
決算)	リース債務	1,200	/	1年以内返済予定リース債務	1,200
	減価償却費	1,200	/	有形リース資産	1,200

●リース会計について⑤((注9)、指針20(1))

○所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る会計処理例②

1. 前提条件

平成24年4月1日契約 5年(60回払い)
リース料総額 6,300千円(うち利息相当300千円)
利子込み法

3. 仕訳例

契約)	有形リース資産	6,300	/	リース債務	6,300
支払)	リース債務	105	/	現金預金	105
	(ファイナンス・リース債務の返済支出)	105	/	支払資金	105)
決算)	リース債務	1,260	/	1年以内返済予定リース債務	1,260
	減価償却費	1,260	/	有形リース資産	1,260

●有価証券について(基準4-3(3)、(注16))

○満期保有目的の債券

取得価額→償却原価法(利息法・定額法)の適用あり
ただし、重要性の原則により適用しないことができる

例)平成24年4月1日取得の1,000円(額面1,500円、5年満期)の国債、定額法

取得)投資有価証券 1,000円 / 現金預金 1,000円

決算)投資有価証券 100円 / 受取利息配当金収益 100円

○満期保有目的の債券以外(短期保有・売買)

- ・市場価格がある…時価
- ・市場価格がない…取得価額

●減価償却費と国庫補助金等特別積立金取崩額

○減価償却の償却限度額の変更点(指針17)

平成19年4月1日以降に取得した資産は、
償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、
備忘価額(1円)まで償却する < できるではなく「する」

○国庫補助金等特別積立金取崩額の計算方法の変更点(注10)

国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用
として費用配分される額に対する割合

●引当金について(基準4-3(7))

○引当金の要件((注19)、指針18(4))

- ・ 将来の特定の費用又は損失である
- ・ その発生が当該会計年度以前の事象に起因する
- ・ 発生の可能性が高い
- ・ その金額を合理的に見積もることができる

＞上記の4要件をすべて満たすものとして次の引当金を限定

①徴収不能引当金

②賞与引当金

③退職給付引当金

※計上は重要性の原則により判断する。経理規程にも注意！

☆上記以外の引当金については移行時に処理する

●退職給付会計について①

○独自の退職金制度の場合(指針20(2)ア)

原則→将来支給する退職金のうち、その会計年度の負担に属すべき金額をその会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上する(注19(4))

※かなり複雑

例外→・退職給付の対象となる職員数が300人未満の法人
・職員数が300人以上であっても数理計算に一定の高い信頼性が得られない法人
・原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる法人

期末(自己都合)要支給額により算定することができる

●退職給付会計について②

○福祉医療機構の実施する退職手当共済制度の場合(指針20(2)イ)

独立法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度については、**当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理する**

※中小企業退職金共済制度(中退共)、特定退職金共済制度(特退共)も同様の処理となります。

退職給付費用 ×× / 現金預金 ××

●退職給付会計について③

○茨城県社協の実施する退職手当共済制度の場合（指針20(2)ウ）

		退職給付引当資産 (資産計上)	退職給付引当金 (負債計上)	備考
原則法	①	拠出掛金累計額	期末退職金要支給額	
簡便法	②	期末退職金要支給額	期末退職金要支給額	
	③	拠出掛金累計額	拠出掛金累計額	旧基準・新基準も こちらを採用

※掛金支払時、退職給付金入金時・支払時等の会計処理については
会計処理の手引きを参照して下さい。

●基本金について(基準4-4(2)、(注12)、指針14)

○固定資産限定の解除

旧基準においては法人設立及び施設創設等のための寄附金のうち固定資産に限定して基本金として処理していた。

新基準から**固定資産限定の文言がなくなったこと**により固定資産以外の消耗器具備品費に充てられた寄附金も基本金に含まれることとなった。

○4号基本金の廃止(1号から3号までは継続)

移行時に処理する

●積立金・積立資産について

○その他の積立金(基準4(4)、(注20))

- ・ 将来の特定の目的の費用又は損失の備えるため
- ・ 理事会の議決に基づき
- ・ 事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から

- ・ 積立てを目的とする名称を付して積立てる
- ・ 積立金と同額を積立資産として積立てる
(積立金を取崩す場合も同額の積立資産も取崩す)

○積立資産の積立時期(運用指針19(2))

専用の預金口座で管理する場合には、遅くとも決算理事会終了後2か月(7月)を越えないうちに行う

※積立資産を別口座で管理しなければならないと規定しているものではないので、別口座管理は任意となっている。

● 勘定科目について(収益編)(指針別添3、移行別紙⑬)

【介護保険】

介護保険事業収益
施設介護料収益
介護報酬収益
利用者負担金収益(公費)
利用者負担金収益(一般)
居宅介護料収益
(介護報酬収益)
介護報酬収益
介護予防報酬収益
(利用者負担金収益)
介護負担金収益(公費)
介護負担金収益(一般)
介護予防負担金収益(公費)
介護予防負担金収益(一般)
居宅介護支援介護料収益
利用者等利用料収益
施設サービス利用料収益
居宅介護サービス利用料収益
食費収益(公費)
食費収益(一般)
居住費収益(公費)
居住費収益(一般)
その他の利用料収益
その他の事業収益
補助金事業収益
市町村特別事業収益
受託事業収益
その他の事業収益

【障害福祉サービス】

障害福祉サービス等事業収益
自立支援給付費収益
介護給付費収益
訓練等給付費収益
サービス利用計画作成費収益
利用者負担金収益
補足給付費収益
特定障害者特別給付費収益
その他の事業収益
補助金事業収益
受託事業収益
その他の事業収益

【保育所】

保育所事業収益
保育所運営費収益
私的契約利用料収益
その他の事業収益
補助金事業収益
受託事業収益
その他の事業収益

【その他】

勘定科目	説明
経常経費寄附金収益	経常経費に対する寄附金等
受入研修費収益	研修の受け入れ
利用者等外給食収益	利用者以外に提供した食事の収益
固定資産受贈額	固定資産の寄附

● 勘定科目について(費用編)(指針別添3、移行別紙⑬)

【人件費】

勘定科目	説明
役員報酬	当該期間に係る見積額
職員給料	
職員賞与	
賞与引当金繰入	
非常勤職員給与	派遣会社に支払う給与
派遣職員費	
退職給付費用	
法定福利費	県社協掛金

【事務費】

勘定科目	説明
職員被服費	支給等する作業衣等の購入、洗濯代
事務消耗品費	事務に必要な固定資産以外のもの
業務委託費	清掃、検査、給食委託など
手数料	業務委託費以外の役務の提供
土地・建物賃借料	土地、建物等
保守料	建物、機器等の保守、点検料
渉外費	式典、慶弔、広報活動(広報費以外)
諸会費	各種組織への会費、負担金

【事業費】

勘定科目	説明
介護用品費	病院等以外は保健衛生費に含めてもよい
診療・療養等材料費	病院等以外は保健衛生費に含めてもよい
燃料費	灯油、重油等(車輛燃料費以外)
消耗器具備品費	処遇に使用する固定資産以外もの
保険料	利用者に対する生保及び損保
賃借料	利用者が利用する備品等のリース代他
車輛費	ガソリン代、車検費用他

【その他】

勘定科目	説明
利用者負担軽減額	無料、定額の診療値引を含む
国庫補助金等特別積立金取崩額	費用のマイナス項目表示に変更
利用者等外給食費	利用者以外に提供した食材費用

● 勘定科目について(貸借対照表編)(指針別添3、移行別紙⑬)

【資産】

勘定科目	説明
事業未収金	事業収益に対する未収入金
未収金	事業未収金以外
未収補助金	施設整備等及び事業に係る補助金等
前払金	物品の購入代金等の前払額
前払費用	継続して役務提供を受ける場合のいまだ提供されていない役務に対するもの
徴収不能引当金	回収不能額の見積額。マイナス表示
有形リース資産	リース契約に係る有形固定資産
ソフトウェア	パソコンソフト等
無形リース資産	リース契約に係る無形固定資産
退職給付引当資産	引当金に対応して積み立てた現金預金
〇〇積立資産	特定のために積み立てた現金預金

【負債】

勘定科目	説明
事業未払金	事業活動に伴う未払い債務
その他の未払金	事業未払金以外の未払金
役員等短期借入金	役員等からの1年以内に期限が到来するもの
1年以内返済予定〇〇	1年以内に支払期限が到来するもの
未払費用	継続して役務提供を受けたがその支払債務が確定していないもの
預り金	職員以外からの一時的な預かり分
職員預り金	職員に対する一時的な預かり分
賞与引当金	職員賞与に係る引当金
リース債務	リース契約に係る債務
退職給付引当金	退職金のうち年度末までに発生している と認められるもの
長期未払金	固定資産に対する未払い債務 (リース契約によるものを除く)
長期預り金	ケアハウスにおける入居者からの管理 費等の預かり分

(2) 計算書類の簡素化

- 現行基準の「計算書類」を「財務諸表」に名称変更
- 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は従来通り作成。
なお、事業活動計算書、貸借対照表を補足する書類として、現行の多岐にわたる別表、明細表を統一して、必要最小限の「附属明細書」として新たに整理する。

◆ 現行基準

【計算書類(4種類)】

- ① 資金収支計算書
 - ② 事業活動収支計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
- +
- ⑤ その他の明細書等

(注) 適用する各会計ルールにより、多種多様の別表、明細表を作成する必要あり

運用指針3

◆ 新基準

理事会承認

【財務諸表】 (それぞれ4様式)

- ① 資金収支計算書
- ② 事業活動計算書
- ③ 貸借対照表

+ 現況報告書添付

- ④ 附属明細書(※)
- ⑤ 財産目録

(※) 附属明細書

- ・当該会計年度における貸借対照表等の変動額や内容を補足する重要な事項を表示する書類のため、公益法人会計基準(平成20年4月)でも作成することが定められている。
- ・財務諸表を補完する役割を持つ。

(4) 財務諸表等の作成

運用指針7

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	財務諸表の注記	備考
法人全体	第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式	全項目	
法人全体 (事業区分別)	◎◎第1号の2様式	◎◎第2号の2様式	◎◎第3号の2様式		左記様式では事業区分間の内部取引消去を行う
事業区分 (拠点区分別)	◎第1号の3様式	◎第2号の3様式	◎第3号の3様式		左記様式では拠点区分間の内部取引消去を行う
拠点区分 (一つの拠点を表示)	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式	一部項目は記載不要	
サービス区分別 (拠点区分の会計をサービス別に区分表示)	☆基準別紙3	☆基準別紙4			基準別紙3ではサービス区分間の内部取引消去を行う

(注1) 法人の事務負荷軽減のため、以下の場合には財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。

1. ○印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか1つを省略できる。

(注2) 第1号から第3号の1から4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項に定める書類とし、毎年度所轄庁へ提出をする。

資金収支内訳表
(自)平成24年4月1日 (至)平成25年3月31日

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
事業活動による収支	収入	322,400,000	0	0	322,400,000	0	322,400,000
	介護保険事業収入	322,400,000	0	0	322,400,000	0	322,400,000
	老人福祉事業収入	0	0	0	0	0	0
	保育事業収入	0	0	0	0	0	0
	就労支援事業収入	0	0	0	0	0	0
	障害福祉サービス等事業収入	32,800,000	0	0	32,800,000	0	32,800,000
	生活保護事業収入	0	0	0	0	0	0
	医療事業収入	0	0	0	0	0	0
	借入金利息補助金収入	1,000,000	0	0	1,000,000	0	1,000,000
	経常経費寄附金収入	200,000	0	0	200,000	0	200,000
受取利息配当金収入	22,500	0	0	22,500	0	22,500	
その他の収入	6,980,000	0	0	6,980,000	0	6,980,000	
事業活動収入計(1)	363,402,500	0	0	363,402,500	0	363,402,500	
人件費支出	265,570,000	0	0	265,570,000	0	265,570,000	
事業費支出	32,870,000	0	0	32,870,000	0	32,870,000	
事務費支出	12,895,000	0	0	12,895,000	0	12,895,000	
利用者負担軽減額	10,000	0	0	10,000	0	10,000	
支払利息支出	2,000,000	0	0	2,000,000	0	2,000,000	
その他の支出	3,700,000	0	0	3,700,000	0	3,700,000	
流動資産評価損等による資金減少額	100,000	0	0	100,000	0	100,000	
事業活動支出計(2)	317,145,000	0	0	317,145,000	0	317,145,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	46,257,500	0	0	46,257,500	0	46,257,500	
施設整備等補助金収入	0	0	0	0	0	0	
固定資産売却収入	0	0	0	0	0	0	
施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0	0	
設備資金借入金元金償還支出	8,000,000	0	0	8,000,000	0	8,000,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	1,080,000	0	0	1,080,000	0	1,080,000	
その他の施設整備等による支出	0	0	0	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	9,080,000	0	0	9,080,000	0	9,080,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△9,080,000	0	0	△9,080,000	0	-9,080,000	
長期運営資金借入金収入	0	0	0	0	0	0	
拠点区分間繰入金収入	0	0	0	0	0	0	
その他の活動による収入計(7)	0	0	0	0	0	0	
積立資産支出	10,000,000	0	0	10,000,000	0	10,000,000	
拠点区分間繰入金支出	0	0	0	0	0	0	
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	10,000,000	0	0	10,000,000	0	10,000,000	
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△10,000,000	0	0	△10,000,000	0	-10,000,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)	27,177,500	0	0	27,177,500	0	27,177,500	
前期末支払資金残高(12)	36,922,500	0	0	36,922,500	0	36,922,500	
当期末支払資金残高(11)+(12)	64,100,000	0	0	64,100,000	0	64,100,000	

※講義資料のため数字がゼロの科目について表示していません。

※公益事業または収益事業を行っていない法人については、この書類を省略することができます。ただし、注記表示が必要です。

社会福祉事業区分 資金収支内訳表

(自)平成24年4月1日 (至)平成25年3月31日

(単位:円)

勘定科目	A 起点	D 拠点	合計	内部取引消去	法人合計
事業活動による収支					
収入					
介護保険事業収入	322,400,000	0	322,400,000	0	322,400,000
老人福祉事業収入	0	0	0	0	0
保育事業収入	0	0	0	0	0
就労支援事業収入	0	0	0	0	0
障害福祉サービス等事業収入	0	32,800,000	32,800,000	0	32,800,000
生活保護事業収入	0	0	0	0	0
医療事業収入	0	0	0	0	0
借入金利息補助金収入	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000
経常経費寄附金収入	200,000	0	200,000	0	200,000
受取利息配当金収入	20,000	2,500	22,500	0	22,500
その他の収入	6,800,000	180,000	6,980,000	0	6,980,000
事業活動収入計(1)	330,420,000	32,982,500	363,402,500	0	363,402,500
支出					
人件費支出	238,200,000	27,370,000	265,570,000	0	265,570,000
事業費支出	30,520,000	2,350,000	32,870,000	0	32,870,000
事務費支出	11,910,000	985,000	12,895,000	0	12,895,000
利用者負担軽減額	0	10,000	10,000	0	10,000
支払利息支出	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000
その他の支出	3,600,000	100,000	3,700,000	0	3,700,000
流動資産評価損等による資金減少額	100,000	0	100,000	0	100,000
事業活動支出計(2)	286,330,000	30,815,000	317,145,000	0	317,145,000
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	44,090,000	2,167,500	46,257,500	0	46,257,500
収入					
施設整備等補助金収入	0	0	0	0	0
固定資産売却収入	0	0	0	0	0
施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0
支出					
設備資金借入金元金償還支出	8,000,000	0	8,000,000	0	8,000,000
ファイナンス・リース債務の返済支出	1,080,000	0	1,080,000	0	1,080,000
その他の施設整備等による支出	0	0	0	0	0
施設整備等支出計(5)	9,080,000	0	9,080,000	0	9,080,000
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△9,080,000	0	△9,080,000	0	△9,080,000
収入					
長期運営資金借入金収入	0	0	0	0	0
拠点区分間繰入金収入	0	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
その他の活動収入計(7)	0	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
支出					
積立資産支出	10,000,000	0	10,000,000	0	10,000,000
拠点区分間繰入金支出	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
その他の活動支出(8)	11,000,000	0	11,000,000	1,000,000	10,000,000
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△11,000,000	1,000,000	△10,000,000	0	△10,000,000
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)	24,010,000	3,167,500	27,177,500	0	27,177,500
前期末支払資金残高(12)	36,490,000	432,500	36,922,500	0	36,922,500
当期末支払資金残高(11)+(12)	60,500,000	3,600,000	64,100,000	0	64,100,000

※講義資料のため数字がゼロの科目について表示していません。

※複数の拠点区分で事業を行っていない法人については、この書類を省略することができます。ただし、注記表示が必要です。

● 資金収支計算書の様式について

資金収支計算書(第1号の1)

勘定科目	予算	決算	差異	備考
大区分		A		

〇〇拠点区分 資金収支計算書(第1号の4)

勘定科目	予算	決算	差異	備考
小区分		C		

資金収支内訳表(第1号の2)

勘定科目	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引 消去	法人 合計
大区分	B					A

〇〇拠点区分 資金収支明細書(別紙3)

勘定科目	〇〇事業	△△事業	××事業	合計	内部取引 消去	拠点区分 合計
小区分						C
最後まで						

社会福祉事業区分 資金収支内訳表(第1号3)

勘定科目	〇〇拠点	△△拠点	××拠点	合計	内部取引 消去	事業区分 合計
大区分	C					B

※資金用途制限等の理由による最後まで区分表示する必要がある

●資金の範囲について(基準2-2、(注6)、指針16)

○資金の範囲は、旧基準と基本的に同じである。

流動資産 — 流動負債

= 支払資金

ただし、網掛けの入っていないところは資金の範囲含まれない。
(1年基準により流動項目に振替えられたものは含まれない)

※資金収支計算書で集計されるのは支払資金の増減を伴う仕訳のみとなる。

(流動資産)	(流動負債)
現金預金	短期運営資金借入金
有価証券	事業未払金
事業未収金	その他の未払金
未収金	支払手形
未収補助金	役員等短期借入金
未収収益	1年以内返済予定設備資金借入金
受取手形	1年以内返済予定長期運営資金借入金
貯蔵品	1年以内返済予定リース債務
医薬品	1年以内返済予定役員等長期借入金
診療・療養費等材料	1年以内返済予定事業区分長期借入金
給食用材料	1年以内返済予定拠点区分長期借入金
商品・製品	1年以内返済予定長期未払金
仕掛品	未払費用
原材料	預り金
立替金	職員預り金
前払金	前受金
前払費用	前受収益
1年以内回収予定長期貸付金	事業区分借入金
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	拠点区分借入金
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	仮受金
短期貸付金	賞与引当金
事業区分貸付金	未払法人税等
拠点区分貸付金	繰延税金負債※
仮払金	その他の流動負債※
繰延税金資産※	
その他の流動資産	
徴収不能引当金	

※法人税法上の収益事業を行う法人のみが使用する勘定科目

●事業活動計算書の様式について

事業活動計算書(第2号の1)

勘定科目	当年度決算	前年度決算	増減
大区分	A		

〇〇拠点区分 事業活動計算書(第2号の4)

勘定科目	当年度決算	前年度決算	備考
小区分	C		

事業活動内訳表(第2号の2)

勘定科目	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引 消去	法人合計
大区分	B					A

〇〇拠点区分 事業活動明細書(別紙4)

勘定科目	〇〇事業	△△事業	××事業	合計	内部取引 消去	拠点区分 合計
小区分 経常まで						C

社会福祉事業区分 事業活動内訳表(第1号3)

勘定科目	〇〇拠点	△△拠点	××拠点	合計	内部取引 消去	事業区分 合計
大区分	C					B

※特別増減の部まで区分表示する必要がないため

●貸借対照表の様式について

貸借対照表(第3号の1)

資産の部				負債の部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
	A				A		

〇〇拠点区分 貸借対照表(第3号4)

資産の部				負債の部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
	C				C		

貸借対照表内訳表(第3号の2)

勘定科目	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
	B					A

社会福祉事業区分 貸借対照表内訳表(第3号3)

勘定科目	〇〇拠点	△△拠点	××拠点	合計	内部取引消去	事業区分合計
	C					B

●注記事項について(指針21(2))

注記項目	法人全体	拠点区分	省略可能
(1) 継続事業の前提に関する注記	○	×	○
(2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針	○	○	×
(3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額	○	○	○
(4) 法人で採用する退職給付制度	○	○	×
(5) 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分	○	○	×
(6) 基本財産の増減の内容及び金額	○	○	×
(7) 第3章第4(4)及び(6)の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨その理由及び金額	○	○	×
(8) 担保に供している資産	○	○	×
(9) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高	○	○	○
(10) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高	○	○	○
(11) 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益	○	○	×
(12) 関連当事者との取引の内容	○	×	×
(13) 重要な偶発債務	○	×	×
(14) 重要な後発事象	○	○	×
(15) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項	○	○	×

※省略不可(×)の注記については、「該当なし」などと記載する必要がある。

財務諸表に対する注記

社会福祉法人〇〇会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品、権利(非減価償却資産を除く)、ソフトウェア
定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会の茨城県民間社会福祉施設職員等退職手当支給制度に基づく掛金相当額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

税込方式を採用している。

(4) リース取引の会計処理

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職共済制度は以下のとおりである。

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び社会福祉法人茨城県社会福祉協議会の茨城県民間社会福祉施設職員等退職手当支給制度に加入している。

5. 事業所の名称並びに拠点区分、サービス区分

当法人が作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

当法人では、社会福祉事業以外の拠点がなため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(4) 公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、拠点区分に計上すべき公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点区分(社会福祉事業)

イ 〇〇保育園拠点区分(社会福祉事業)

ウ 〇〇拠点区分(社会福祉事業)

「通所介護」

「居宅介護支援事業所」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	190,000,000	0	10,000,000	180,000,000
合計	190,000,000	0	10,000,000	180,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)に規定する基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

財務諸表に対する注記

社会福祉法人〇〇会

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	0円
建物(基本財産)	180,000,000円
合計	180,000,000円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	49,200,000円
合計	49,200,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	0	0	0
建物(基本財産)	300,000,000	120,000,000	180,000,000
土地	0	0	0
構築物	5,000,000	2,000,000	3,000,000
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	10,000,000	3,000,000	7,000,000
権利	100,000	0	100,000
ソフトウェア	1,000,000	250,000	750,000
合計	316,100,000	125,250,000	190,850,000

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権の債権金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	42,000,000	0	42,444,650
合計	42,000,000	0	42,444,650

※事業未収金からは特定資産の積立額を含めている。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事業

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記

〇〇拠点区分

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品、権利(非減価償却資産を除く)、ソフトウェア
定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会の茨城県民間社会福祉施設職員等退職手当支給制度に基づく
掛金相当額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

税込方式を採用している。

(4) リース取引の会計処理

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職共済制度は以下のとおりである。

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び社会福祉法人茨城県社会福祉協議会の茨城県民間社会福祉施設職員等退職手当支給制度に加入している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

(1) 〇〇拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

サービス区分がないため省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

サービス区分がないため省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	150,000,000	0	8,000,000	142,000,000
合計	150,000,000	0	8,000,000	142,000,000

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)に規定する基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	0円
建物(基本財産)	142,000,000円
合計	142,000,000円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	40,000,000円
合計	40,000,000円

財務諸表に対する注記

〇〇拠点区分

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	0	0	0
建物(基本財産)	200,000,000	58,000,000	142,000,000
土地	24,000,000	0	24,000,000
構築物	5,000,000	2,000,000	3,000,000
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	2,000,000	1,200,000	800,000
権利	100,000	0	100,000
ソフトウェア	500,000	150,000	350,000
合計	231,600,000	61,350,000	170,250,000

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権の債権金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	25,000,000	0	25,000,000
合計	25,000,000	0	25,000,000

※事業未収金からは特定資産の積立額を含めている。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事業

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を

明らかにするために必要な事項

該当なし

● 関連当事者の注記について((注22)、指針22)

○ 関連当事者とは、その社会福祉法人の役員※及び近親者で以下に該当する者をいう。

① 役員及びその近親者

3親等内の親族及びこの者と特別の関係がある者

② 役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人

※対象としている役員⇒有給(役員報酬)常勤(週4日以上)役員に限定

○ 開示対象範囲について

事業活動計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても年間1,000万円を超える取引についてはすべて開示対象となる。

● 附属明細書の種類について(基準6-1(2)、(注25)、指針23)

新基準 第6章 に定める附属明細書	
拠点区分で作成する明細書	別紙1 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書
	別紙2 引当金明細書
	別紙3 拠点区分資金収支明細書
	別紙4 拠点区分事業活動明細書
その他重要な事項に係る明細書	

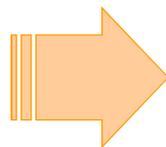
運用指針23 に定める明細書	
法人全体で作成する明細書	(別紙①) 借入金明細書
	(別紙②) 寄附金収益明細書
	(別紙③) 補助金事業等収益明細書
	(別紙④) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
	(別紙⑤) 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書
	(別紙⑥) 基本金明細書
	(別紙⑦) 国庫補助金等特別積立金明細書
拠点区分で作成する明細書	(別紙⑧) 積立金・積立資産明細書
	(別紙⑨) サービス区分間繰入金明細書
	(別紙⑩) サービス区分間貸付金(借入金)明細書
	(別紙⑪) 就労支援事業別事業活動明細書明細書
	(別紙⑫) 就労支援事業別事業活動明細書明細書(多機能事業所等用)
	(別紙⑬) 就労支援事業製造原価明細書
	(別紙⑭) 就労支援事業製造原価明細書(多機能事業所等用)
	(別紙⑮) 就労支援事業販管費明細書
	(別紙⑯) 就労支援事業販管費明細書(多機能事業所等用)
	(別紙⑰) 就労支援事業明細書
	(別紙⑱) 就労支援事業明細書(多機能事業所等用)
	(別紙⑲) 授産事業費用明細書

● サービス区分毎の明細書の作成について(指針5(3))

項 目		拠点区分資金収支明細書 別紙3 様式	拠点区分事業活動明細書 別紙4 様式
実施事業	介護保険サービスを実施する拠点 障害福祉サービスを実施する拠点	省略できる	作成する
	保育所運営費による事業を実施する拠点 措置費による事業を実施する拠点	作成する	省略できる
	上記以外の事業を実施する拠点	いずれか一方の明細書を作成するものとし、残る他方の明細書の作成は省略することができる	
表示する範囲		当期末支払資金残高 (資金収支計算書の最後まで)	経常増減差額 (特別増減の部以下がない)
		サービス区分ごとの 資金使途制限のため	経営実態調査、経営成績の把握には特別増減の部以下の分類はあまり意味がない
作成を省略する場合の注記		「拠点が作成する財務諸表等とサービス区分」 にその旨を記載する	

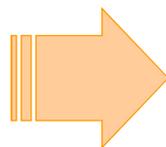
●移行スケジュール(4パターンのいずれか)

事務体制等が整い
実施可能な法人



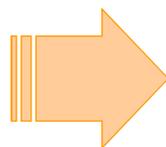
平成24年度(予算)
から移行

事務体制にちょっと
不安(慎重)な法人



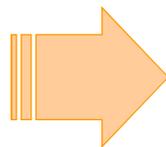
平成25年度(予算)
から移行

万全を期す法人



平成26年度(予算)
から移行

移行していない
すべての法人



平成27年度(予算)
から移行

●移行スケジュール(平成26年度から適用)

- 平成23年7月27日 社会福祉法人会計基準通知発出
- ～平成26年3月 理事会において経理規程変更
拠点区分ごとの予算書の策定
＞新会計基準に準拠する勘定科目
- 平成26年度末まで **移行手続き**
＞開始日現在の貸借対照表の作成

「社会福祉法人モデル経理規程」改訂における基本方針

全国社会福祉施設経営者協議会では、「社会福祉法人の会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号通知）発出に伴い、「社会福祉法人モデル経理規程（平成12年3月31日 厚生省社会・援護局施設人材課施設係長事務連絡）」を策定・公表し関係各位へのご参考に供しておりました。

そして今般、新たに「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）」が示されたことに伴い社会福祉法人会計基準が改正され、「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」が併せて発出されており、その中で下記の通り経理規程についてその位置付けが明らかにされています。

「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」

1 管理組織の確立（一部省略）

（4）法人は、上記事項を考慮し、会計基準に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。

この新たに発出された通知の施行に伴い、全国社会福祉施設経営者協議会においては「社会福祉法人モデル経理規程」の全面的な見直しを行いました。

本モデル経理規程は社会福祉法人に画一的な規程の作成を強いるものではなく、各法人は、本モデル経理規程を参考資料のひとつとして活用いただき、それぞれの事情に応じた法人独自の経理規程を策定し、管理組織の運営に役立つことができれば幸甚に存じます。

なお、このモデル経理規程は下記基本方針により策定を行っております。

1. 注書きには下記3項目を記載しております。

①基準、注解及び運用指針により原則的な方法と省略できる方法、若しくは、原則的な方法と簡便的な方法が定められている場合、原則的な方法をモデル経理規程原文とし、省略できる旨又は簡便的な方法を注書きとして記載しています。

従いまして、原則的な方法によらず、省略する場合又は簡便的な方法を採用する場合、法人独自の経理規程策定時にその旨を記載するようにして下さい。

ただし、重要性の適用により会計処理方法を選択適用できる一部の項目については、原則法と簡便法、原則法と省略できる方法を組み合わせた内容を原文として記載していません。

②選択が認められる項目については、モデル経理規程原文を〇〇法とし、選択が認めら

れる項目を注書きとして記載しています。

〇〇法には法人が選択する方法を記載するようにして下さい。

③解説若しくは補足を注書きとして記載しています。

2. 第42条及び第45条の勘定科目については網羅的に記載しています。よって法人が独自の経理規程を策定するにあたっては、該当するもののみを記載し必要のない勘定科目は削除するものとします。

3. 本モデル経理規程附則1により、経理規程を実施するために必要な詳細な事項については、細則に定めるものとします。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇（以下「当法人」という。）の経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、支払資金の収支の状況、経営成績及び財政状態を適正に把握することを目的とする。

(経理事務の範囲)

第2条 この規程において経理事務とは、次の事項をいう。

- (1) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 金銭の出納に関する事項
- (4) 資産・負債の管理に関する事項
- (5) 財務及び有価証券の管理に関する事項
- (6) 棚卸資産の管理に関する事項
- (7) 固定資産の管理に関する事項
- (8) 引当金に関する事項
- (9) 決算に関する事項
- (10) 会計監査に関する事項
- (11) 契約に関する事項

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款並びに本規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準によるものとする。

(会計年度及び財務諸表)

第4条 当法人の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 毎会計年度終了後2カ月以内に下記財務諸表及び第3項に定める附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。（注1）

3 附属明細書として作成する書類は下記とする。

4 第2項に定める財務諸表及び第3項に定める附属明細書は、消費税及び地方消費税の税込金額を記載する。（注2）

(注1)

第2項において作成が必要な財務諸表は、下図のとおりである。なお、法人の事業内容に応じて、第4条第2項には法人が財務諸表の名称を明記するものとする。

財務諸表	法人全体	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表
		第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式
財務諸表 (事業区分別)	法人全体	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表
	〇◎第1号の2様式	〇◎第2号の2様式	〇◎第3号の2様式	
	資金収支内訳表	事業活動内訳表	貸借対照表内訳表	
財務諸表 (拠点区分別)	事業区分	◎△第1号の3様式	◎△第2号の3様式	◎△第3号の3様式
	拠点区分	事業区分資金収支内訳表	事業区分事業活動内訳表	事業区分貸借対照表内訳表
	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式	
附属明細書 (一つの拠点を表示)	サービス区分別	☆別紙3	☆別紙4	
	拠点区分の会計をサービス別に区分表示	拠点区分資金収支明細書	拠点区分事業活動明細書	

- 事業区分が社会福祉事業のみの法人は、作成を省略できる。
- ◎ 拠点区分が1つの法人の場合、作成を省略できる。
- △ 事業区分に1つの拠点区分が存在しない場合、作成を省略できる。
- ☆ 介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点は、☆別紙4を作成するものとし、☆別紙3の作成を省略することができる。保育所運営費、措置費による事業を実施する拠点は、☆別紙3を作成するものとし、☆別紙4の作成を省略することができる。上記以外の事業を実施する拠点については、☆別紙3か☆別紙4のいずれか一方の明細書を作成するものとし、残る他方の明細書の作成は省略することができる。

第3項において、作成が必要な附属明細書は、下図のとおりである。なお、法人の事業内容に応じて第4条第3項には、法人が作成する附属明細書の名称を明記するものとする。

附属明細書	様式等	法人全体で作成	拠点区分毎に作成
		別紙1 基本財産及びその他の固定資産の明細書	
別紙2 引当金明細書		○	
別紙3 〇〇拠点区分 資金収支明細書		○	
別紙4 〇〇拠点区分 事業活動明細書		○	
別紙① 借入金明細書		○	
別紙② 寄附金収支明細書		○	
別紙③ 補助金事業収支明細書		○	
別紙④ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書		○	
別紙⑤ 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書		○	
別紙⑥ 基本金明細書		○	
別紙⑦ 国庫補助金等特別積立金明細書		○	
別紙⑧ 積立金・積立資産明細書		○	
別紙⑨ サービス区分間繰入金明細書		○	
別紙⑩ サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書		○	
別紙⑪ 就労支援事業別事業活動明細書		○	
別紙⑫ 就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)		○	
別紙⑬ 就労支援事業製造原価明細書		○	
別紙⑭ 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)		○	
別紙⑮ 就労支援事業販管費明細書		○	
別紙⑯ 就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)		○	
別紙⑰ 就労支援事業明細書		○	
別紙⑱ 就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)		○	
別紙⑲ 授産事業費用明細書		○	

(注) 該当する事由がない場合には、作成を省略することができる。

(注2)

消費税等の申告及び納付等をおこなっている場合で、消費税等の税抜金額により経理している場合には、第4条第4項を以下のとおりとする。

4 第2項に定める財務諸表及び第3項に定める附属明細書は、消費税等の税抜金額により記載する。

(事業区分、拠点区分及びサービス区分)

第5条 事業区分は社会福祉事業、公益事業及び収益事業とする。(注3)

2 拠点区分は予算管理の単位とし、法人本部及び一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。また、公益事業(社会福祉事業と一体的に実施されているものを除く)又は収益事業については別の拠点区分とする。(注3)

3 事業活動の内容を明らかにするために、各拠点区分においてはサービス区分を設け収支計算を行わなければならない。

4 前項までの規定に基づき、当法人において設定する事業区分、拠点区分及びサービス区分は以下のとおりとする。(注3、4)

(注3)

公益事業、収益事業を実施しない法人にあっては、第5条第1項及び第2項の「公益事業」「収益事業」をそれぞれ削除する。

第5条第2項は法人本部をサービス区分とする場合の記載例であり、法人本部を独立した拠点区分とする場合には以下のとおりとする。

2 拠点区分は予算管理の単位とする。一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とし、法人本部は独立した拠点区分とする。また、公益事業(社会福祉事業と一体的に実施されているものを除く)又は収益事業については別の拠点区分とする。

第5条第4項には、法人の事業内容に応じて事業区分、拠点区分及びサービス区分を記載する。

(法人本部を独立した拠点区分とする場合の記載例)

(1) 社会福祉事業区分

① 法人本部拠点区分

② A 拠点区分

ア 特別養護老人ホーム○○園

イ デイサービスセンター○○○

ウ 居宅介護支援センター○○○

③ B 拠点区分

ア ○○○保育園

④ C 拠点区分

ア ○○○児童養護施設

(2) 公益事業区分

① D 拠点区分

ア 有料老人ホーム○○○

(3) 収益事業区分

① E 拠点区分

ア ×××××

また法人本部については法人の自主的な決定により、拠点区分又はサービス区分とすることができる。

(注4) 事業区分、拠点区分及びサービス区分の設定の考え方については、下記の表のとおりである。

(1) 事業区分

定款における社会福祉事業、公益事業、収益事業を事業区分とする。

(2) 拠点区分

拠点区分の慣習的な方法	
施設	<p>(ア) 生活保護法第38条第1項に定める保護施設</p> <p>(イ) 身体障害者福祉法第5条第1項に定める社会参加支援施設</p> <p>(ウ) 老人福祉法第20条の四に定める養護老人ホーム</p> <p>(エ) 老人福祉法第20条の五に定める特別養護老人ホーム</p> <p>(オ) 老人福祉法第20条の六に定める特養老人ホーム</p> <p>(カ) 老人福祉法第20条第1項に定める有料老人ホーム</p> <p>(キ) 障害防止法第38条に定める老人保護施設</p> <p>(ク) 障害福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設</p> <p>(ケ) 母子及び寡婦福祉法第39条第1項に定める母子福祉施設</p> <p>(コ) 障害者自立支援法第5条第12項に定める障害者支援施設</p> <p>(サ) 介護保険法第8条第25項に定める介護老人保健施設</p> <p>(シ) 医療法第1条の5に定める病院及び診療所(入所施設に附属する医務室を除く)</p> <p>(ス) 当該施設で一体的に実施されている(ア～シ)以外の社会福祉事業又は公益事業</p>
事業所 事務所	<p>(セ) 上記のどれにも該当せず、かつ当該施設で実施されている社会福祉事業又は公益事業</p>
障害福祉 サービス	<p>(リ) 指定基準※1に規定する一の指定障害福祉サービス事業所</p> <p>(ロ) 指定基準※1に規定する多機能型事業所として取り扱われる複数の事業所</p> <p>(チ) 指定施設基準※2に規定する一の指定障害福祉サービス事業所として取り扱われる複数の施設</p>

①新たに施設を建設するときは拠点区分を設けることができる。

②各拠点区分について、その実施する事業が社会福祉事業、公益事業及び収益事業のいずれであるかにより、属する事業区分を決定するものとする。

※1 障害福祉サービスについて、障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成16年厚生労働省令第171号)

※2 障害者自立支援法に基づき指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成16年厚生労働省令第172号)

(3) サービス区分

サービス区分について ※1		
原則処理	介護保険サービス及び障害福祉サービス	会計基準注釋(注4)に規定する指定サービス基準等において当該事業の会計その他の事業の会計を区分すべきことが定められている事業をサービス区分とする。 ※2
	上記以外の事業	法人の定款に定める事業ごとに区分する。
簡便処理 介護保険関係	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問介護と指定介護予防訪問介護 ・指定通所介護と指定介護予防通所介護 ・指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護 ・指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護 ・指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ・指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ・指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護 ・指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与 ・福祉用具販売と介護予防福祉用具販売 ・指定介護老人福祉施設と1つや2つを空きベド活用方式により当該施設で実施する指定短期入所生活介護事業 ・地域子育て支援拠点事業 	左記の介護サービスと一体的に行われている介護予防サービスなど、両者のコストをその発生の態様から区分することが困難である場合には、前記科目として介護予防サービスなどの収入原のみを把握できれば同一のサービス区分として差し支えない。
簡便処理 保育関係	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業 	保育所を経営する事業と保育所で実施される左記の事業については、同一のサービス区分として差し支えない。 ※3

※1 サービス区分の意味
サービス区分については、拠点区分において実施する複数の事業について、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合に設定する。

※2 特定の補助金等の使途を明確にするため、更に細分化することもできる。

※3 保育所で実施される上記2事業、特定の補助金等により行われる事業については、当該補助金等の適正な執行を確保する観点から、同一のサービス区分とした場合においても合理的な基準に基づいて各事業費の算出を行うものとし、一度選択した基準は、原則継続的に使用するものとする。また、各事業費の算出に当たっては、基準、内訳は、所轄庁や補助を行う自治体の求めに応じて提出できるよう書類により整理しておくものとする。

(共通収入支出の配分)

第6条 資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収入及び支出を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。

2 事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収益及び費用を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。

(統括会計責任者、会計責任者及び出納職員)

第7条 当法人の経理事務に関する統括責任者として、統括会計責任者を置く。(注5)

2 第5条第2項の各拠点区分には、それぞれの経理事務の責任者として会計責任者を置く。

ただし、会計責任者としての業務に支障がない限り、1人の会計責任者が複数の拠点区分の会計責任者を兼務することができる。

3 第5条第2項の各拠点区分又は各サービス区分には、会計責任者に代わって一切の経理事務を行わせるため、出納職員を置く。ただし、出納職員としての業務に支障がない限り、1人の出納職員が複数の拠点区分又はサービス区分の出納職員を兼務することができる。

4 統括会計責任者、会計責任者及び出納職員は理事長が任命する。

5 会計責任者は、会計事務に関する報告等、統括会計責任者の指示に従わなければならない。

6 会計責任者は、出納職員を監督しなければならない。

新会計基準勘定科目組替表(児童福祉事業)

大区分	中区分	小区分	金額
経常活動による収支			
< 収入 >			
運営費収入	運営費収入		120,000
私的契約利用料収入	私的契約利用料収入		120,000
経常経費補助金収入	私的契約利用料収入		6,600
	私的契約利用料収入		6,600
	その他の事業収入		32,400
	補助金事業収入		32,400
借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入		0
寄附金収入	寄附金収入		0
寄附金収入	寄附金収入		0
受取利息配当金収入	受取利息配当(固定資産)		0
雑収入	受取利息配当金収入		10
	受取利息配当金収入		2,000
	受入研修費収入		0
	利用者等外給食費収入		1,500
	雑収入		500
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入		0
	経常活動収入計(D)		161,010

大区分	中区分	小区分	金額	備考
事業活動による収支				
< 収入 >				
保育事業収入	保育事業収入		159,000	
	保育所運営費収入		120,000	
	私的契約利用料収入		6,600	
	その他の事業収入		32,400	
	補助金事業収入		32,400	
	借入金利息補助金収入		0	
	経常経費寄附金収入		0	
	受取利息配当金収入		10	
	その他の収入		2,000	
	受入研修費収入		0	
	利用者等外給食費収入		1,500	
	雑収入		500	
	拠点区分間へ		161,010	

経常活動による収支			
< 支出 >			
人件費支出	役員報酬		97,184
	職員俸給		0
	職員手当	給与部分	65,500
		賞与部分	17,700
	非常勤職員給与		7,700
			10,000
	退職金		300
	退職共済掛金		150
	法定福利費		1,189
	給食費		12,345
			21,980
	保健衛生費		5,900
			2,050
	被服費	医薬品費	0
	教養娯楽費	保健衛生費	0
	日用品費		0
	保育材料費		0
	水道光熱費		0
	燃料費		7,100
			2,800
	消耗品費	燃料費	1,000
		車両燃料費	400
	器具什器費	消耗品費	600
	炊具食器費	介護用品費	340
	賃借料		340
	葬祭費		340
	雑費		0
			0
	福利厚生費	福利厚生費	2,700
		職員被服費	0
		利用者等外給食費	0
			0
	旅費交通費		815
	研修費		610
	消耗品費		80
	器具什器費		50
	印刷製本費		400
	水道光熱費		110
	燃料費		350
	修繕費		5,000
	通信運搬費		610
	会議費		200
	広報費		200
	業務委託費	業務委託費	1,500
		保守料	0
		人材派遣	0
	手数料		90
	損害保険料		1,480
		保険料(事業費)	800
		保険料(事務費)	680
	賃借料		500
		賃借料	500

事業活動による収支			
< 支出 >			
人件費支出	役員報酬支出		97,184
	職員給料支出		0
	職員賞与支出		73,200
	非常勤職員給与支出		10,000
	派遣職員費支出		300
	退職給付支出		0
		業務委託費から	1,339
	法定福利費支出		12,345
	給食費支出		22,780
	介護用品費支出		5,900
	医薬品費支出		0
	保健衛生費支出		0
	被服費支出		2,050
	教養娯楽費支出		0
	日用品費支出		0
	保育材料費支出		0
	水道光熱費支出		7,100
	燃料費支出		2,800
			400
	消耗器具備品費支出		340
			340
	賃借料支出		
	葬祭費支出		800
	車両費支出		2,700
	雑支出		0
		他科目から	600
	福利厚生費支出		90
	職員被服費支出		13,795
	旅費交通費支出		1,600
	研修研究費支出		0
	事務消耗品費支出		815
			610
	印刷製本費支出		130
	水道光熱費支出		400
	燃料費支出		110
	修繕費支出		350
	通信運搬費支出		5,000
	会議費支出		610
	広報費支出		200
	業務委託費支出		200
			1,500
	手数料支出		90
	保険料支出		680
			500
	賃借料支出		500

●移行処理の共通事項について

○基本的な考え方

移行年度期首貸借対照表残高を**拠点区分ごと**に集計

新会計基準の勘定科目へ**組み替える**

必要とする会計処理を移行年度期首において**仕訳処理にて行う**

○移行年度の事業活動計算書及び貸借対照表の前年対比について

前年度の数値記載は**不要**とする

○移行年度の過年度分の収益又は費用取扱いについて

事業活動計算書→特別増減による収益又は費用として処理する
また、重要性が乏しい場合には、サービス活動外増減による収益
又は費用として処理することもできる

● 移行処理について

移行処理		基準旧	基準授産	指指 針導	準老 則健	基就 準労	
拠点 設定 区分	事業区分・拠点区分・サービス区分の設定	○	○	○	○	○	
	拠点区分ごとの集計	○	○	△	○	○	
	新基準の勘定科目に組み替え	○	○	○	○	○	
仕訳 処理 による 調整 等	有価証券に係る調整	○	○	○	○	○	
	リース会計に係る調整	○	○	○	○	○	
	退職給付引当金に係る調整	○	○	○	○	○	
	その他の引当金に係る調整	○	○	—	○	○	
	第4号基本金に係る調整	○	○	○	—	○	
	国庫補助金等特別積立金取崩額の計算	○	○	△	—	○	
	資本剰余金の振替	—	—	—	○	—	
	設備資金借入金償還補助金に係る 国庫補助金等特別積立金の設定	○	○	△	—	○	
	工賃変動、設備整備積立金等への振替	—	○	—	—	—	
	利益剰余金の振替	—	—	—	○	—	
資金収支計算書の支払資金残高の設定	—	—	—	○	—		

● 指導指針から移行処理について①

1. 事業区分・拠点区分・サービス区分の設定

<指導指針>

A特養会計区分

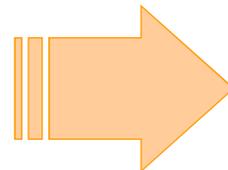
本部セグメント

A特養セグメント

A短期入所セグメント

C特養会計区分

C特養セグメント



<新基準による区分の設定>

社会福祉事業区分

A特養拠点区分

本部サービス区分

A特養サービス区分

A短期入所サービス区分

C特養拠点区分

C特養サービス区分

● 指導指針から移行処理について②

2. 拠点区分ごとの集計

勘定科目	指導指針						新基準					
	A特養会計区分				C特養 会計区分	合計	A特養拠点区分				C特養 拠点区分	合計
	本部 セグメント	A特養 セグメント	A短期入所 セグメント	A特養 会計区分計	C特養 セグメント		本部 S区分	A特養 S区分	A短期入所 S区分	A特養 拠点区分計	C特養 S区分	
流動資産	500	4,500	1,000	6,000	3,500	9,500	500	4,500	1,000	6,000	3,500	9,500
現金預金	500	2,000	500	3,000	1,500	4,500	500	2,000	500	3,000	1,500	4,500
未収金	0	2,500	500	3,000	2,000	5,000	0	2,500	500	3,000	2,000	5,000
固定資産	0	24,000	200	24,200	21,500	45,700	0	24,000	200	24,200	21,500	45,700
(基本財産)	0	20,000	0	20,000	20,000	40,000	0	20,000	0	20,000	20,000	40,000
建物	0	10,000	0	10,000	10,000	20,000	0	10,000	0	10,000	10,000	20,000
土地	0	10,000	0	10,000	10,000	20,000	0	10,000	0	10,000	10,000	20,000
(その他の固定資産)	0	4,000	200	4,200	1,500	5,700	0	4,000	200	4,200	1,500	5,700
器具及び備品	0	1,000	0	1,000	0	1,000	0	1,000	0	1,000	0	1,000
投資有価証券	0	1,000	0	1,000	0	1,000	0	1,000	0	1,000	0	1,000
その他の固定資産	0	2,000	200	2,200	1,500	3,700	0	2,000	200	2,200	1,500	3,700
資産合計	500	28,500	1,200	30,200	25,000	55,200	500	28,500	1,200	30,200	25,000	55,200
流動負債	0	4,000	400	4,400	2,500	6,900	0	4,000	400	4,400	2,500	6,900
未払金	0	2,000	200	2,200	1,000	3,200	0	2,000	200	2,200	1,000	3,200
賞与引当金	0	2,000	200	2,200	1,500	3,700	0	2,000	200	2,200	1,500	3,700
固定負債	0	7,000	200	7,200	6,500	13,700	0	7,000	200	7,200	6,500	13,700
設備資金借入金	0	5,000	0	5,000	5,000	10,000	0	5,000	0	5,000	5,000	10,000
退職給与引当金	0	2,000	200	2,200	1,500	3,700	0	2,000	200	2,200	1,500	3,700
負債合計	0	11,000	600	11,600	9,000	20,600	0	11,000	600	11,600	9,000	20,600
基本金	0	10,000	0	10,000	8,000	18,000	0	10,000	0	10,000	8,000	18,000
国庫補助金等特別積立金	0	5,000	0	5,000	5,000	10,000	0	5,000	0	5,000	5,000	10,000
その他の積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
次期繰越活動収支差額	500	2,500	600	3,600	3,000	6,600	500	2,500	600	3,600	3,000	6,600
純資産合計	500	17,500	600	18,600	16,000	34,600	500	17,500	600	18,600	16,000	34,600
負債・純資産合計	500	28,500	1,200	30,200	25,000	55,200	500	28,500	1,200	30,200	25,000	55,200
当期末支払資金残高	500	2,500	800	3,800	2,500	6,300	500	2,500	800	3,800	2,500	6,300

● 指導指針から移行処理について③

3. 新基準の勘定科目に組み替え

勘定科目 (資産)	組替前 A特養拠点区分		勘定科目組替		組替後 A特養拠点区分		勘定科目 (負債・純資産)	組替前 A特養拠点区分		勘定科目組替		組替後 A特養拠点区分	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方		借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
流動資産	6,000		3,000	3,000	6,000		流動負債		4,400	2,200	2,200		4,400
現金預金	3,000				3,000		未払金		2,200	2,200			0
事業未収金			2,900		2,900		事業未払金				2,200		2,200
未収金	3,000			3,000	0		賞与引当金		2,200				2,200
未収収益			100		100		固定負債		7,200	2,200	2,200		7,200
固定資産	24,200		2,200	2,200	24,200		設備資金借入金		5,000				5,000
(基本財産)	20,000		0	0	20,000		退職給与引当金		2,200	2,200			0
建物	10,000				10,000		退職給付引当金		0		2,200		2,200
土地	10,000				10,000		負債合計		11,600	4,400	4,400		11,600
(その他の固定資産)	4,200		2,200	2,200	4,200		基本金		10,000				10,000
器具及び備品	1,000				1,000		国庫補助金等特別積立金		5,000				5,000
投資有価証券	1,000				1,000		その他の積立金		0				0
退職給付引当資産			2,200		2,200		次期繰越活動収支差額		3,600				3,600
その他の固定資産	2,200			2,200	0		純資産合計		18,600	0	0		18,600
資産合計	30,200		5,200	5,200	30,200		負債・純資産合計		30,200	4,400	4,400		30,200
							当期末支払資金残高		3,800		0		3,800

● 指導指針から移行処理について④

4. 有価証券に係る調整

満期保有目的の債券 … 償却原価法※に基づいて算定された価額
重要性の原則の適用あり (注解2)

満期保有目的の債券以外

市場価格のあるもの…時価

市場価格のないもの…取得価額

設例) 平成23年4月1日取得の1,000円 (額面1,500円、5年満期) の国債

取得) 投資有価証券 1,000円 / 現金預金 1,000円

調整) 投資有価証券 100円 / 会計基準移行に 100円

●指導指針から移行処理について⑤

5. リース会計に係る調整①

○ファイナンス・リース取引とは、

リース契約に基づくリース期間の中途においてその契約を解除することができないリース取引またはこれに準ずるリース取引で、借手が、その契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、その物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。

→ **売買取引に係る方法に準ずる会計処理**

○オペレーティング・リース取引とは、

ファイナンス・リース取引以外のリース取引

→ **通常の賃貸借取引に係る方法に準ずる会計処理**

●旧基準から移行処理について⑥

5. リース会計に係る調整②

1. リース取引開始時売買処理遡及方式

リース資産＝リース料総額(現在価値割引後)－減価償却累計額

リース負債＝移行年度期首における未経過リース料相当額(利息相当額控除後)

2. 移行年度期首リース資産取得仮定方式

リース資産＝移行年度期首における未経過リース料相当額(利息相当額控除後)
(リース負債)

3. リース取引賃貸借処理継続方式

引き続き賃貸借処理を継続できる

ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に限られる

● 指導指針から移行処理について⑦

5. リース会計に係る調整③

設例) リース料総額 3,000円 (うち利息相当額600円)
未経過リース料 1,900円 (うち利息相当額400円)
減価償却累計額 1,000円

第1法 有形リース資産※1 1,400円 / リース債務※2 1,500円
過年度修正額 100円

※1 (3,000円 - 600円) - 1,000円 ※2 1,900円 - 400円

※リース債務支払時の資金仕訳 > 予算科目が変わる
ファイナンスリース債務の返済支出 ×× / 支払資金 ××

第2法 有形リース資産 1,500円 / リース債務 1,500円

第3法 仕訳なし

●指導指針から移行処理について⑧

6. 退職給付引当金に係る調整(茨城県社協の退職共済加入)

従来、③その他の固定資産(退職共済預け金)、退職給与引当金共に掛金累計額を計上する方法を採用している

移行により採用できる会計処理の方法は以下のとおりである

原則→⑥退職給付引当資産、退職給付引当金共に掛金累計額を計上する方法→調整なし

例外→④退職給付引当資産は掛金累計額、退職給付引当金は期末退職金要支給額で計上する方法

⑤退職給付引当資産、退職給付引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法

●指導指針から移行処理について⑨

6. 退職給付引当金に係る調整(独自退職金制度)

原則→将来支給する退職金のうち、その会計年度の負担に属すべき金額をその会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上する

例外→・退職給付の対象となる職員数が300人未満の法人
・職員数が300人以上出会っても数理計算に一定の高い信頼性が得られない法人
・原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる法人

期末(自己都合)要支給額により算定することができる

※退職給付引当金を新たに計上する場合の会計基準変更時差異については、会計基準移行年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする

●指導指針から移行処理について⑩

7. その他の引当金に係る調整

運用指針では、当面の間、原則として徴収不能引当金
賞与引当金、退職給付引当金に限定されている



上記以外の引当金が計上されていた場合には取り崩す

設例) 修繕引当金1,000,000円が計上されている

修繕引当金 1,000,000円 / 過年度修正額 1,000,000円

●指導指針から移行処理について⑪

8. 第4号基本金に係る調整

原則→全額取崩し

設例) 第4号基本金1,000,000円が計上されている

基本金 1,000,000円 / 第4号基本金取崩額 1,000,000円

例外→別紙⑮4号基本金取崩調整表を使い、
「次期繰越活動増減差額」「積立金」に組み替えられる

調整仕訳は不要

●指導指針から移行処理について⑫

9. 国庫補助金等特別積立金取崩額の計算①

指導指針の方法により取崩しを行っていた場合、**調整不要**

※介護保険事業については、「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について(平成12年12月19日課長通知)に基づき、**会計基準**の方法により取崩し計算をしている場合には調整が必要となる。

●指導指針から移行処理について⑬

9. 国庫補助金等特別積立金取崩額の計算②

○平成19年3月31日以前取得

残存価額10% (償却10%残) → **調整必要**

残存価額10% (償却1円まで)

償却途中 → **調整必要**

1円まで償却済 → **調整不要**

○平成19年4月1日以降取得 → **調整不要**

※重要性の原則により重要性が乏しい場合には調整不要

●指導指針から移行処理について⑭

10. 設備資金借入金償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の設定

指導指針の方法により処理を行っていた場合、**調整不要**

※介護保険事業については、「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について(平成12年12月19日課長通知)に基づき、**会計基準**の方法により計算をしている場合には調整が必要となる。

原則→当初から国庫補助金等特別積立金として処理していたものとして調整を行う

例外→調整計算を行わない←重要性が乏しい場合

移行処理としては調整計算を行わないが移行年度以降に受領する補助金を積立金として積み立てる

● 指導指針から移行処理について⑮

11. 仕訳による調整のまとめ

勘定科目 (資産)	組替後 A特養拠点区分		調整		調整後 A特養拠点区分		勘定科目 (負債・純資産)	組替後 A特養拠点区分		調整		調整後 A特養拠点区分	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方		借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
流動資産	6,000				6,000		流動負債		4,400	0	1,000		5,400
現金預金	3,000				3,000		事業未払金		2,200				2,200
事業未収金	2,900				2,900		1年以内返済予定リース債務				500		500
未収収益	100				100		1年以内返済予定設備資金借入金				500		500
							賞与引当金		2,200				2,200
固定資産	24,200				24,200		固定負債		7,200	500	1,000		7,700
(基本財産)	20,000				20,000		設備資金借入金		5,000	500			4,500
建物	10,000				10,000		退職給付引当金		2,200				2,200
土地	10,000				10,000		リース債務				1,000		1,000
(その他の固定資産)	4,200		1,400	100	5,500		負債合計		11,600	500	2,000		13,100
器具及び備品	1,000				1,000		基本金		10,000				10,000
投資有価証券	1,000			100	900		国庫補助金等特別積立金		5,000				5,000
退職給付引当資産	2,200				2,200		その他の積立金		0				0
有形リース資産			1,400		1,400		次期繰越活動増減差額		3,600	200			3,400
							純資産合計		18,600	200	0		18,400
資産合計	30,200		1,400	100	31,500		負債・純資産合計		30,200	700	2,000		31,500

※支払資金の計算(流動資産－(流動負債－1年以内返済予定リース債務－1年以内返済予定設備資金借入金－賞与引当金))=3,800